

院内における感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。

1. 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿および体液(精液含む)(以下血液という)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの

2. 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、救急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という)において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3. 感染症の種類の観点

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等(但し、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る)
- (3) COVID-19患者における取り扱いは3.(1)と同じ取り扱いとする。

※上記の判断基準で判断が難しい場合であっても医師により感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

※分別方法の新入職員オリエンテーションでの教育と、分別間違い等が発生した場合に部署責任者への報告と指導

以上の判断基準より、その廃棄分の形状によって下記に大別して分別保管している。

○鋭利な物(針・メス・ガラス)…バイオハザードマークのついた専用白ポリボックス
(20L・40L・70L)にて保管

○鋭利でない物、その他、固形状の物…バイオハザードマークのついた
専用ダンボール容器(40L・80L)による保管

○COVID-19の患者より排出された者…鋭利なもの、鋭利でないもの全て、
専用白ポリボックスを使用する。
蓋をしたあと、蓋とボックスを
ガムテープで固定し、ハザードマーク
付近に大きく「新型コロナ用」と記入し
保管する。